

平成23年(行ウ)第17号、第18号 第二次泡瀬干潟公金支出差止請求事件

原告 前川盛治 外274名

被告 沖縄県知事、沖縄市市長

準備書面(24)

平成25年1月24日

那覇地方裁判所 民事第2部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	原田 彰好
同	籠橋 隆明
御子柴 慎之	同
白川 博	同
堀 雅	同
日高洋一郎	同
齋藤 純介	同
喜多 自然	同
横江 崇	同
松本 徹意	同
吉浦 勝正	同
原告ら訴訟復代理人弁護士	
同	

本準備書面では、サンゴに関する被告沖縄県知事準備書面(11)に対する反論を準備する。

- 1 同準備書面「1(1)」について
 - 1) 「本件環境影響評価は、前訴一審判決において、「環境影響評価法及び本件省令に違反する違法なものであるとまではいえない。」旨判示されている(前訴一審判決145頁ないし171頁)。」ことは認める。
 - 2) ただし、上記判示は、あくまでも、平成12年の免許・承認当時の判断が違法とはいえない旨判示したものに過ぎず、平成12年の免許・承認後、

前訴において前訴原告らの主張・立証等から明らかとなつていた前訴環境影響評価における調査・予測・評価・保全措置等が社撰であったこと、前訴の口頭弁論終結時までに新たに判明した事実関係等を無視して、再度の環境影響評価を行った場合に、当該再度の環境影響評価が違法となならないことまでをも判示しているものではない。

3) 本件では、前訴で問題となつた環境影響評価での問題点や新たに発見・確認された事実関係については、それらを踏まえた上で再度の環境影響評価を行いうだけの十分な機会が与えられていたのであるから、当該問題点、事実関係も踏まえて、再度の環境影響評価を行わなければならないことは当然のことである。

2 同準備書面「1（3）」について

1) 原告らの、平成12年当時の環境影響評価書上の問題点（平成12年以降に判明・確認された問題点も含む。）が再度の環境影響評価とされる「環境保全に關し講じる措置を記載した図書」に反映されていないことについての問題点の指摘に対し、被告沖縄県知事は、再度の環境影響評価である「環境保全に關し講じる措置を記載した図書」には、「平成12年の公有水面埋立承認に基づき既に護岸で囲まれ土砂投入が開始されている区域については、記載していない。」とするのみである。

2) 要するに、平成12年当時の環境影響評価書における調査・予測・評価・保全措置等が社撰であったこと、前訴の口頭弁論終結時（さらには、前訴口頭弁論終結時以降上記「環境保全に關し講じる措置を記載した図書」の完成時）までに新たに判明した事実関係等については、それが、「平成12年の公有水面埋立承認に基づき既に護岸で囲まれ土砂投入が開始されている区域」内にかかるものである場合には、再度の環境影響評価では調査・予測・評価・保全措置等の対象としていることを、被告沖縄県知事は自白しているのである。

なお、上記は、「サンゴ」に限つたものではなく、その余の生物種、生態系等においても、上記方針がとられている。

3) 上記のような「環境保全に關し講じる措置を記載した図書」をもつて、公有水面埋立法が規定する「環境保全につき十分配慮せられたるもの」との要件を充足するなどとは到底評価できるものでないことは明白である。

3 同準備書面「3」について

1) 被告沖縄県知事は、「第Ⅰ区域内のサンゴの移植については、NPOや沖縄市が実施したものであり、事業者が「保全の必要性が特別に高い」として実施したものではない。」などと強弁する。

2) しかし、原告ら準備書面（11）にあるように、相事業者である沖縄市は、「事業が進む第Ⅰ区域内のサンゴにつきましては、本事業によりやむを得ず消失してしまうサンゴについて、その保全及び有効活用の観点から実行可能な範囲でNPOや国・県、そして漁協等をはじめとする関係企業の全面的な協力の下、昨年10月30日と11月1日の2日間実施したところでございます。移植にあたっては、沖縄県より特別採捕許可を得て実施しました。」などと報告しているところである（甲C64、65）。

3) また、沖縄県が作成する「沖縄県サンゴ移植マニュアル」によると、サンゴの特別採捕許可是、「試験研究、教育実習又は養殖を目的とした採取に限り」許可されるものであり、「移植を目的とした採捕は原則許可されていません。」とある（甲C88）。

本件では、そのような原則的には許可されない「移植目的の採捕」を特別に許可しているのであり、そこには、特別の保全の必要性が考慮されていることは何人の目にも明らかである。

4) 被告沖縄県知事の主張が、本件埋立事業の事業者である沖縄県ではなく、沖縄県（農林水産部水産課）が所管しているものであるため、事業者としては、「特別の保全の必要性」を認めているわけではないなどという主張だとされ

ば、無責任極まりない態度である。

沖縄県（農林水産部水産課）が特別の保全の必要性を認めているものにつき、同じ沖縄県が、本件埋立事業の「事業者」としての立場や港湾管理者の長としての立場からは、「特別の保全の必要性」は認められないなどという主張をすることは許されるものではない。

そして、本件では、沖縄県（農林水産部水産課）等が特別の保全の必要性を認めているものにつき、生き埋め措置とする計画となつていているのである。

5) 上記のような「環境保全に關し講じる措置を記載した図書」をもつて、公有水面埋立法が規定する「環境保全につき十分配慮せられたるもの」との要件を充足するなどとは到底評価できるものでないことは明白である。

以上

【証拠方法】

1. 甲C88 沖縄県サンゴ移植マニュアル（抜粋）（写）

以上